

国土交通省告示第二百六十二号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第十八条の規定に基づき、認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第十八条に規定する認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分	両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用のもを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの		1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの		1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。				

二 階段

階段の用途		階段の部分	段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校における児童用のもの		2.28 H	一・六八
(二)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの		2.03 H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの		1.44 H	一・四四

(四)	(-)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ(単位メートル)を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分	傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場(単位 平方メートル)
(-)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(-)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ(単位メートル)を表すものとする。			

四 昇降機(かごに係る部分に限る。) 一・一〇(単位 平方メートル)

五 便所(車いす使用者用便房に係る部分に限る。) 一・〇〇(単位 平方メートル)

六 駐車場(車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 十五・〇〇(単位 平方メートル)

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。